

定期検査報告書（昇降機）

（第一面）

建築基準法第12条第3項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

旭川市長 様

令和 年 月 日

報告者氏名

検査者氏名

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物等】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【4. 報告対象昇降機】

【イ. 検査対象昇降機の台数】 (台)

【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり 台 (うち既存不適格 台)

要重点点検の指摘あり 台 指摘なし 台

【ハ. 指摘の概要】

【ニ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【ホ. その他特記事項】

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
		—

定期検査報告書（昇降機）
（第二面）

昇降機の状況等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】

- 【イ. 確認済証交付年月日】 (年 月 日 第 号)
【ロ. 確認済証交付者】 建築主事等 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】 (年 月 日 第 号)
【ニ. 検査済証交付者】 建築主事等 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

- 【イ. 今回の検査】 (年 月 日実施)
【ロ. 前回の検査】 実施 (年 月 日報告) 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録 第 号
昇降機等検査員 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

- 【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録 第 号
昇降機等検査員 第 号
【ロ. 氏名のフリガナ】
【ハ. 氏名】
【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】

- 【イ. 名称】
【ロ. 郵便番号】
【ハ. 所在地】
【ニ. 電話番号】

【5. 昇降機の概要】 (番号)

- 【イ. 種類】 建築設備 工作物
【ロ. 種別】 エレベーター (斜行) エスカレーター 小荷物専用
【ハ. 駆動方式】 ロープ式 油圧式 その他 ()
【ニ. 用途等】 乗用 (人荷共用 非常用) 寝台用 自動車運搬用 荷物用
【ホ. 機械室の有無】 有 無
【ヘ. 仕様】 (電動機の定格容量) (定格速度) (積載量) (定員) (踏段の幅) (勾配)
(kW) (m/min) (kg) (人) (m) (度)
【ト. 停止階】 階 (停止階床数)
【チ. 製造者名】

【6. 検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格)
 要重点点検の指摘あり 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【7. 不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
【ロ. 不具合記録】 有 無
【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【8. 備考】

(第三面)

昇降機に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

定期検査報告書(昇降機)

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 4欄の「イ」は、報告する昇降機の台数を記入してください。
- ④ 4欄の「ロ」の「要是正の指摘あり」は、第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた昇降機の合計台数を記入してください。「要重点点検の指摘あり」は、第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークがなく、かつ「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた昇降機の台数を記入してください。
- ⑤ 4欄の「ハ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑥ 4欄の「ニ」は、第二面の6欄の「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄の「ハ」で記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑦ 4欄の「ホ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。ただし、複数の昇降機について同時に報告する場合には、この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。
- ② 1欄の「イ」及び「ロ」は、直前の確認（建築基準法第87条の4及び同法第88条第1項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、検査を複数の日にまたがって行ったときは、その最終日の年月日を記入し、「ロ」は、直前の報告について記入してください。
- ⑤ 2欄は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 3欄は、代表となる検査者並びに当該昇降機の検査を行ったすべての検査者について記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑧ 3欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が昇降機等検査員である場合は、昇降機等検査員資格者証の交付番号を「昇降機等検査員」の番号欄に記入して下さい。
- ⑨ 3欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 3欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していないときはその者の住所について記入してください。
- ⑪ 4欄は、昇降機の維持保全を行う者が3欄の「ニ」の勤務先（検査者に勤務先がないときは、検査者）と異なるときに記入することとし、当該維持保全を行う者が個人のときは、「イ」は氏名を、「ハ」は住所を記入してください。
- ⑫ 5欄の「番号」は、報告する昇降機を特定できる番号、記号等を記入してください。
- ⑬ 5欄の「イ」は、建築設備である昇降機の場合には「建築設備」のチェックボックスに、工作物である昇降機の場合には「工作物」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 5欄の「ロ」は、「エレベーター」、「エスカレーター」又は「小荷物専用昇降機」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、エレベーターであって階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するものは、併せて「斜行」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑮ 5欄の「ハ」は、「ロ」で「エレベーター」の場合に、「ロープ式」、「油圧式」又は「その他」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せてその具体的な駆動方式を記入してください。
- ⑯ 5欄の「ニ」は、「ロ」で「エレベーター」の場合に、「乗用」、「寝台用」、「自動車運搬用」又は「荷物用」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて、「乗用」の場合に、「人荷共用」又は「非常用」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「荷物用」とは、エレベーターのうち、乗用、寝台用又は自動車運搬用以外のものをいいます。
- ⑰ 5欄の「ホ」は、エレベーターについてのみ、「ヘ」の「電動機の定格容量」は、駆動装置が電動機である場合のみ、「定員」は乗用エレベーターについてのみ、「踏段の幅」はエスカレーターについてのみ、「勾配」はエスカレーター及び階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターについてのみそれぞれ記入してください。
- ⑱ 6欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、検査結果において、重点的に点検することが必要と認められるときは「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑲ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。
- ⑳ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘に係る項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ㉑ 前回検査時以降に把握した機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因する戸開走行、異常音・振動等（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ㉒ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回検査時以降に把握した昇降機に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を可能な限り特定した上で、当該不具合の具体的な内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を（ ）書きで記入し、改善を行う予定がない場合には「－」マークを記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

定期検査報告概要書（昇降機）

昇降機の状況等

（第二面）

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】

- 【イ. 確認済証交付年月日】 (年 月 日 第 号)
 【ロ. 確認済証交付者】 建築主事等 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 (年 月 日 第 号)
 【ニ. 検査済証交付者】 建築主事等 指定確認検査機関 ()

【2. 検査日等】

- 【イ. 今回の検査】 年 月 日
 【ロ. 前回の検査】 実施 (年 月 日報告) 未実施
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【3. 検査者】

(代表となる検査者)

- 【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録 第 号
 昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

- 【イ. 資格等】 () 建築士 () 登録 第 号
 昇降機等検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【4. 保守業者】

【イ. 名称】

【ロ. 郵便番号】

【ハ. 所在地】

【ニ. 電話番号】

【5. 昇降機の概要】 (番号)

- 【イ. 種類】 建築設備 工作物
 【ロ. 種別】 エレベーター (斜行) エスカレーター 小荷物専用
 【ハ. 駆動方式】 ロープ式 油圧式 その他 ()
 【ニ. 用途等】 乗用 (人荷共用 非常用) 寝台用 自動車運搬用 荷物用
 【ホ. 機械室の有無】 有 無
 【ヘ. 仕様】 (電動機の定格容量) (定格速度) (積載量) (定員) (踏段の幅) (勾配)
 (kW) (m/min) (kg) (人) (m) (度)
 【ト. 停止階】 階 (停止階床数)
 【チ. 製造者名】

【6. 検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格)
 要重点点検の指摘あり 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】
 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無
 【ニ. その他特記事項】

【7. 不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
 【ロ. 不具合記録】 有 無
 【ハ. 不具合の概要】
 【ニ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定)
 予定なし (理由:)

【8. 備考】

定期検査報告概要書(昇降機)

(注意)

この様式には、第三十六号の四様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第一面は、同一建築物内に設置されている複数の昇降機について、あわせて一枚として作成することができます。第二面は、同様式第二面において指摘があった昇降機についてのみ作成し、第一面に添えてください。

別記第一号 (A4)

検査結果表
(第1第1項第1号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				担当検査者番号
		検査結果				
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1	機械室 (機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)					
(1)	機械室への通路及び出入口の戸					
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等					
(3)	機械室の床の貫通部					
(4)	救出装置					
(5)	開閉器及び遮断器					
(6)	制御器 接触器、継電器及び 運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日			
		ブレーキ用接触器の接点 接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日			
(7)	ヒューズ					
(8)	絶縁 電動発電機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ				
	電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ				
	制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ				
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ				
(9)	接地					
(10)	階床選択機					

(11)		減速歯車							
(12)	網車又は巻胴	網車と主索のかかり		mm					
		イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (mm)							
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (mm)							
		ハ. 網車と主索の滑り等により判定							
		複数の溝間の摩耗差の状況							
(13)		軸受							
(14)	巻上機	軸受							
		しゅう動面への油の付着の状況		適・否					
		保持力		適・否					
		イ. ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認							
		ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認							
		ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認							
		パッドの厚さ		右	mm				
		イ. 製造者が指定する	要重点点検となる基準値 (mm)						
				左	mm				
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する	要重点点検となる基準値 (mm)						
			mm						
ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する	要重点点検となる基準値 (mm)								
プランジャーストローク									
イ. 構造上対象外									
			mm						
ロ. 製造者が指定する	要重点点検となる基準値 (mm)								
			mm						
ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する	要重点点検となる基準値 (mm)								
(15)	そらせ車								
(16)	電動機								
(17)	電動発電機								
(18)	駆動装置等の耐震対策								
(19)	速度	定格速度 (m/min)	上昇	m/min					
			下降	m/min					

2		共通									
(1)	かご側調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)		m/min							
		キャッチの作動速度 (定格速度の %)		m/min							
(2)	釣合おもり側調速機	キャッチの作動速度 (かご側キャッチの作動速度の %)		m/min							
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 ()		%						
			直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)								
			素線切れ		1よりピッチ内の素線切れ数						
			最も摩損した主索の番号 ()		本						
			該当する素線切れ判定基準 ()		1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数						
		素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下		本							
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)		%							
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 ()		1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数							
		直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)									
		該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()		本							
主索本数 (本)		要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()									
鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号 ()		伸び %								
	測定長さ (mm) 基準長さ (mm)										
	鎖本数 (本)		要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()								
(4)	主索又は鎖の張り										
(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部										
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置										
(7)	主索又は鎖の巻過ぎ検出装置										
(8)	はかり装置										
(9)	戸開走行保護装置										
(10)	地震時等管制運転装置										
(11)	降下防止装置										
(12)	換気設備等										
(13)	制御盤扉										
3		かご室									
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床										
(2)	かごの戸及び敷居										
(3)	かごの戸のスイッチ										
(4)	床合わせ補正装置及び着床装置										
(5)	車止め、光電装置等										
(6)	かご操作盤及び表示器										
(7)	操縦機										
(8)	外部への連絡装置										
(9)	かご内の停止スイッチ										
(10)	用途、積載量及び最大定員の標識										
(11)	かごの照明装置										
(12)	停電灯装置										
(13)	かごの床先										
4		かご上									
(1)	かご上の停止スイッチ										
(2)	頂部安全距離確保スイッチ										
(3)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット (強制停止) スイッチ										
(4)	上部緩衝器又は上部緩衝材										
(5)	頂部綱車										

(6)	調速機 ロープ	径の状況	直径 (mm)	未摩耗直径 (mm)	%								
		素線切れ	該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下										
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分	(あり ・ なし) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()				%						
(7)	かごの非常救出口												
(8)	かごのガイドシュー等												
(9)	かご吊り車												
(10)	ガイドレール及びレールブラケット												
(11)	施錠装置												
(12)	昇降路における壁又は囲い												
(13)	乗り場の戸及び敷居												
(14)	昇降路内の耐震対策												
(15)	移動ケーブル及び取付部												
(16)	釣合おもりの各部												
(17)	釣合おもり非常止め装置	形式	早ぎき式 ・ 次第ぎき式 ・ スラックロープ式										
		作動の状況	イ. 無積載の状態において非常止め作動時にブレーキを開放して確認										
			ロ. 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認										
			ハ. 非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ. スラック式にあっては、主索又は鎖を緩めた後に釣合おもりが動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認										
(18)	釣合おもりの吊り車												
(19)	かごの戸の開閉機構												
(20)	かごの枠												
5 乗り場													
(1)	押しボタン等及び表示器												
(2)	非常解錠装置												
(3)	乗り場の戸の遮煙構造												
(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造												
(5)	制御盤扉												
6 ビット													
(1)	保守用停止スイッチ												
(2)	底部安全距離確保スイッチ												
(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ												
(4)	緩衝器及び緩衝材	形式	ばね式 ・ 油入式 ・ 緩衝材										
		劣化の状況									適 ・ 否		
		作動の状況（油入式のものに限る。）									適 ・ 否		
(5)	張り車												
(6)	ビット床												
(7)	かご非常止め装置	形式	早ぎき式 ・ 次第ぎき式 ・ スラックロープ式										
		作動の状況	イ. 釣合おもりよりかごが重い状態において非常止め作動時にブレーキを開放して確認										
			ロ. 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認										
			ハ. 非常止め作動時に釣合おもりを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ. スラック式にあっては、主索を緩めた後にかごが動かず、主索が緩んだままであることを確認										
(8)	かご下綱車												
(9)	釣合ロープ又は釣合鎖の取付部												
(10)	釣合おもり底部すき間	緩衝器形式	ばね式・油入式・緩衝材							mm			
		制御方式	交流1(2)段制御 ・ その他										
		前回の定期検査時(mm)											
(11)	移動ケーブル及び取付部												
(12)	ビット内の耐震対策												
(13)	駆動装置の主索保護カバー												
(14)	かごの枠												

7	非常用エレベーター				
(1)	かご呼び戻し装置				
(2)	一次消防運転				
(3)	二次消防運転	二次消防運転時の速度	m/min		
(4)	予備電源切替え回路				
(5)	その他				
8	上記以外の検査項目				
特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

別記第一号（ロープ式(主索又は鎖で吊る)エレベーター検査結果表)

(注意)

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに適用されないことが明らかなものについては、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第1(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第1(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(に)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合は除く。)
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第1(に)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項が(に)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適合」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑪ 1(12)「綱車又は巻胴」には、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄に要是正となる基準値を記入してください。また、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ。」を○で選択した上で、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。加えて、複数の溝間の摩擦差の状況により判定し、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ⑫ 1(8)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1(12)「綱車又は巻胴」には、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄に要是正となる基準値を記入してください。また、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ。」を○で選択した上で、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。加えて、複数の溝間の摩擦差の状況により判定し、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ⑭ 1(14)「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」には、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ⑮ 1(14)「ブレーキ」の「保持力」には、該当する検査方法を選択し、「イ。」から「ハ。」のうち該当するものを○で選択した上で、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ⑯ 1(14)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑰ 1(14)「ブレーキ」の「プランジャーストローク」には、「イ。」又は「ロ。」のうち該当するものを○で選択してください。「ロ。」を○で選択した場合は左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ。」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑱ 1(19)「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ⑲ 2(1)「かご側調速機」及び2(2)「釣合おもり側調速機」には、右欄には検査の測定値を記入し、左欄には、かご側調速機にあっては、作動速度の測定値の定格速度に対する割合、釣合おもり側調速機にあっては、作動速度の測定値のかご側キャッチ作動速度に対する割合を記入してください。
- ⑳ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗の進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ㉑ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で選択してください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 素線切れ判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。

a 素線切れの判定記号

1 素線切れが平均的に分布する場合

- 1 素線切れが平均的に分布する場合
- 2 素線切れが特定の部分に集中している場合
- 3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合
- 4 谷部で素線切れが生じている場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
- ロ 要重点点検判定の場合
- ハ 指摘なしの場合

〈記入例〉

素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合
該当する素線切れ判定基準（1-イ）
指摘事項がない場合
該当する素線切れ判定基準（ハ）

- ② 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合には「なし」を、ある場合には「あり」を○で選択してください。「あり」を○で選択した場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉の判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉の判定基準」には、下記の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉の判定基準の記号を記入してください。

表2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。

a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号

- 1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合
- 2 点状の腐食が多数生じている場合
- 3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合
- 4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
- ロ 要重点点検判定の場合
- ハ 指定なしの場合

〈記入例〉

錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合
該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（1-イ）
指摘事項がない場合
該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ハ）

- ③ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」には、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ④ 2(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「伸び」には最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」には、その鎖の最も摩耗した部分の長さを、「基準長さ」には、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ⑤ 2(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」は、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入してください。
- ⑥ 4(6)「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、⑩から⑳までに準じて記入してください。
- ⑦ 4(17)「釣合おもり非常止め装置」及び6(7)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。また、「作動の状況」には、該当する確認方法を選択し、「イ。」から「ニ。」のうち該当するものを○で選択してください。
- ⑧ 6(4)「緩衝器又は緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。また、「劣化の状況」、「作動の状況」及び「油量の状況」には、別表第1(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ⑨ 6(10)「釣合おもり底部すき間」には、該当する緩衝器形式及び制御方式を○で選択した上で、前回の定期検査時の値を（mm）に記入してください。なお、初回の定期検査の場合又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、（mm）内に「-」を記入してください。
- ⑩ 7(3)「二次消防運転」には、二次消防運転時の速度の測定結果を右欄に記入してください。
- ⑪ 8「上記以外の検査項目」欄は、第1第3項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第1第4項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑬ 2(3)「主索又は鎖」において最も摩耗した主索又は鎖として揚げたもの、最も摩損した主索として揚げたもの及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索として揚げたものに関する写真並びにブレーキパッドの状況に関する写真をそれぞれ別添1様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足りません。また、主索又は鎖及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

別記第二号 (A4)

検査結果表
(第1第1項第2号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				担当検査者番号
		検査結果				
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
1	機械室 (機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)					
(1)	機械室への通路及び出入口の戸					
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等					
(3)	救出装置					
(4)	開閉器及び遮断器					
(5)	制御器 接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日			
(6)	ヒューズ					
(7)	絶縁 電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ				
	制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ				
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ				
	制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ				
(8)	接地					
(9)	空転防止装置					
(10)	階床選択機					
(11)	電動機及びポンプ					
(12)	圧力計					
(13)	油圧パワーユニット 安全弁	常用圧力銘板値 (MPa)	常用圧力の			
		作動圧力測定値 (MPa)	%			
(14)	逆止弁					
(15)	流量制御弁					
(16)	油タンク及び圧力配管					
(17)	作動油温度抑制装置					
(18)	ストップバルブ					
(19)	高圧ゴムホース					
(20)	駆動装置等の耐震対策					
2	共通					
(1)	圧力配管					
(2)	调速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %)	m/min			
		キャッチ作動速度 (定格速度の %)	m/min			

(3)	主索 又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) %					
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 () 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本				
		鎖	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) % 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 () 本	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本				
			主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()					
		鎖本数 (本) 要重点点検の鎖の番号 () 要是正の鎖の番号 ()						
(4)	主索又は鎖の張り							
(5)	主索又は鎖及び调速機ロープの取付部							
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置							
(7)	はかり装置							
(8)	ブランジャー							
(9)	ブランジャーストッパー							
(10)	シリンダー							
(11)	防火区画貫通部							
(12)	速度 定格速度 (上昇) (m/min)	上昇 m/min						
	定格速度 (下降) (m/min)	下降 m/min						
(13)	戸開走行保護装置							
(14)	地震時等管制運転装置							
(15)	降下防止装置							
(16)	換気設備等							
(17)	制御盤扉							
3	かご室							
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床							
(2)	かごの戸及び敷居							
(3)	かごの戸のスイッチ							
(4)	戸開き状態において作動する予圧装置							
(5)	床合わせ補正装置及び着床装置 (戸開き状態において作動する再床合わせ装置: 有 ・ 無)							
(6)	ドアゾーン行き過ぎ制限装置							
(7)	車止め、光電装置等							
(8)	かご操作盤及び表示器							
(9)	外部への連絡装置							
(10)	かご内の停止スイッチ							
(11)	用途、積載量及び最大定員の標識							
(12)	かごの照明装置							
(13)	停電灯装置							
(14)	かごの床先							
4	かご上							
(1)	かご上の停止スイッチ							
(2)	頂部安全距離確保スイッチ							
(3)	上部リミット (強制停止) スイッチ							
(4)	ブランジャーリミットスイッチ							
(5)	ブランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間	mm						
(6)	頂部綱車							
(7)	ブランジャー頂部綱車及び鎖車							
(8)	ブランジャーのガイドシュー等							

(9)	調速機 ロープ	径の状況 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) %						
		素線切れ 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下						
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし) 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) % 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()						
(10)	かごの非常救出口							
(11)	かごのガイドシュー等							
(12)	ガイドレール及びレールブラケット							
(13)	施錠装置							
(14)	昇降路における壁又は囲い							
(15)	乗り場の戸及び敷居							
(16)	昇降路内の耐震対策							
(17)	移動ケーブル及び取付部							
(18)	かごの戸の開閉機構							
(19)	かごの枠							
5	乗り場							
(1)	押しボタン等及び表示器							
(2)	非常解錠装置							
(3)	乗り場の戸の遮煙構造							
(4)	昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造							
(5)	屋上の昇降路の開口部の戸							
(6)	屋上の柵及び警報装置							
(7)	制御盤扉							
6	ピット							
(1)	保守用停止スイッチ							
(2)	底部安全距離確保スイッチ							
(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット (強制停止) スイッチ							
(4)	緩衝器 及び緩 衝材	形 式 ばね式 ・ 油入式 ・ 緩衝材						
		劣化の状況						適 ・ 否
		作動の状況 (油入式のものに限る。)						適 ・ 否
		油量の状況 (油入式のものに限る。)						適 ・ 否
(5)	張り車							
(6)	ピット床							
(7)	かご非常止め装置 形式 : 早ぎき式 ・ 次第ぎき式 ・ スラックロープ式							
(8)	かご下綱車							
(9)	シリンダー下の綱車							
(10)	移動ケーブル及び取付部							
(11)	ピット内の耐震対策							
(12)	かごの枠							
7	上記以外の検査項目							
特記事項								
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月			

別記第二号（油圧エレベーター検査結果表）

（注意）

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに明らかに適用されないものについては、その「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第2(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第2(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください(ただし、(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合は除く。)
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第2(ニ)欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、(イ)欄に掲げる検査項目について(ロ)欄に掲げる検査事項が(ニ)欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑪ 1(5)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」には、接点を目視等により確認し、別表第2(ニ)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。部品を分解しなければ目視等で確認することができない場合等でやむを得ず目視等により確認できない場合は「確認不可」を○で選択してください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で選択してください。さらに、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。
- ⑫ 1(7)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1(13)「安全弁」には、常用圧力の銘板値及び安全弁の作動圧力の測定値を記入してください。右欄に作動圧力(測定値)の常用圧力(銘板値)に対する比率を記入してください。
- ⑭ 2(2)「調速機」には、右欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値を記入し、左欄には過速スイッチ及びキャッチの作動速度の測定値の定格速度に対する比率を記入してください。
- ⑮ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ⑯ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で選択してください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 素線切れ判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせることで記入すること。	
a 素線切れの判定記号	
1 素線切れが平均的に分布する場合	
2 素線切れが特定の部分に集中している場合	
3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合	
4 谷部で素線切れが生じている場合	
b 判定結果の記号	
イ 要是正判定の場合	
ロ 要重点点検判定の場合	
ハ 指摘なしの場合	
	<p>〈記入例〉 素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合 該当する素線切れ判定基準（1-イ） 指摘事項がない場合 該当する素線切れ判定基準（ハ）</p>

- ⑰ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で選択してください。「あり」を○で選択した場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。	
a 錆及び錆びた摩耗粉の判定基準の記号	
1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合	
2 点状の腐食が多数生じている場合	
3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合	
4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合	
b 判定結果の記号	
イ 要是正判定の場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〈記入例〉 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（1ーイ） 指摘事項がない場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ハ）</p> </div>
ロ 要重点点検判定の場合	
ハ 指摘なしの場合	

- ⑱ 2(3)「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ⑲ 2(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「伸び」には最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」は、その鎖の最も摩耗が進んだ部分の長さを、「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ⑳ 2(3)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」は、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入してください。
- ㉑ 2(12)「速度」には、上昇及び下降の定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ㉒ 4(9)「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、⑮から⑰までに準じて記入してください。
- ㉓ 6(4)「緩衝器及び緩衝材」の「形式」には、該当するものを○で囲んでください。また、「劣化の状況」、「作動の状況」及び「油量の状況」には、別表第2(に)欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ㉔ 4(5)「プランジャーストッパーで停止したときのかごの頂部すき間」には、プランジャーストッパーによりかごを停止させたときのかごの頂部すき間の測定値、又はかご床面と最上階床面との距離を測定し計算により算出したかごの頂部すき間の値を記入してください。
- ㉕ 6(7)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。
- ㉖ 7「上記以外の検査項目」欄は、第1第3項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第1第4項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ㉗ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ㉘ 2(3)「主索又は鎖」において最も摩耗した主索又は鎖として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真をそれぞれ別添1様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足りません。また、主索又は鎖を除く要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

検査結果表
(第1第1項第3号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号		検査結果				担当検査者番号	
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格				
					既	存	不		適
1	駆動装置 (油圧式以外)								
(1)	電動機								
(2)	減速機								
(3)	ブレーキ	制動力 イ. かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 積載荷重の1.25倍の荷重 () kg 定格速度 () m/min ロ. かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値 () mm							
(4)	駆動方式 ロープ式・巻胴式 主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 () 直径 () mm 未摩耗直径 () mm							
		素線切れ 最も摩損した主索の番号 () 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 本	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本					
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし)							
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 () mm 未摩耗直径 () mm 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 本						
		主索本数 () 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()							
		ラックピニオン式							
		チェーンスプロケット式	鎖の摩耗 測定長さ () mm 基準長さ () mm						
		チェーンラックピニオン式	鎖の摩耗 測定長さ () mm 基準長さ () mm						
		2	駆動装置 (油圧式)						
		(1)	空転防止装置						
(2)	油圧パワーユニットの取付けの状況								
(3)	電動機及びポンプ								
(4)	圧力計								
(5)	安全弁	銘板値 (安全弁の作動圧力 MPa) (常用圧力 MPa) 測定値 (安全弁の作動圧力 MPa)	常用圧力の %						
(6)	逆止弁								
(7)	流量制御弁								
(8)	油タンク及び圧力配管								
(9)	作動油温度抑制装置								
(10)	ストップバルブ								
(11)	高圧ゴムホース								
(12)	圧力配管								
(13)	パンタグラフ式 (下枠及びアーム)								

(14)	ブランジャー									
(15)	ブランジャーストッパー									
(16)	シリンダー									
(17)	主索 又は 鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 ()							
			直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)							
			素線切れ 最も摩損した主索の番号 ()	1よりピッチ内の素線切れ数						
			該当する素線切れ判定基準 ()	本						
			素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 ・ 70%以下	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数	本					
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ なし)		%					
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 ()	1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数							
		直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)		本						
		該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()								
		主索本数 (本)								
要重点点検の主索の番号()	要是正の主索の番号()									
鎖	摩耗 最も摩耗した鎖の番号()									
	測定長さ (mm) 基準長さ (mm)	伸び	%							
	鎖本数 (本)									
要重点点検の鎖の番号 ()	要是正の鎖の番号 ()									
(18)	主索又は鎖の伸び									
(19)	主索又は鎖の張り									
(20)	主索又は鎖の取付部									
(21)	主索又は鎖の緩み検出装置									
3	共通									
(1)	救出装置									
(2)	制御器	開閉器及び遮断器								
(3)		接触器、継電器及び運転制御用基板								
(4)		ヒューズ								
(5)		絶縁 電動機の回路 (300V以下・300V超)		MΩ						
		制御器等の回路の300Vを超える回路		MΩ						
	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路		MΩ							
	制御器等の回路の150V以下の回路		MΩ							
(6)	接地									
(7)	耐震対策									
(8)	速度 定格速度 (m/min)									
	上昇	m/min								
下降	m/min									
4	かご室									
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床									
(2)	かごの戸又は可動式の手すり									
(3)	かごの戸又は可動式の手すりのスイッチ									
(4)	かご操作盤及び表示器									
(5)	リモートコントロールスイッチ									
(6)	外部への連絡装置									
(7)	非常停止スイッチ									
(8)	用途、積載量及び最大定員の標識									
(9)	車止め									
(10)	かごの床先と出入口の床先との水平距離									
(11)	かご非常止め装置 形式 : 速度検出式 ・ 緩み検出式									
(12)	かごのガイドシュー等									
(13)	かごの折りたたみ機構									
(14)	かごの着脱機構									
(15)	運転キー									
5	乗り場及び昇降路									
(1)	乗り場の操作盤									
(2)	乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ									
(3)	ドアロック									
(4)	非常停止スイッチ									

(5)	乗り場の戸又は可動式の手すり					
(6)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット（強制停止）スイッチ					
(7)	移動ケーブル及びトロリー					
(8)	昇降路側壁等の囲い					
(9)	ガイドレール及びレールブラケット					
(10)	ガイドレール、駆動装置等のカバー					
(11)	障害物検出装置					
(12)	折りたたみレール					
6	上記以外の検査項目					

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

別記第三号（段差解消機検査結果表）

（注意）

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の段差解消機に適用されないことが明らかなものについては、「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第3（イ）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第3（イ）欄に掲げる検査項目について（ロ）欄に掲げる検査事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第3（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（イ）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑪ 1「駆動装置（油圧式以外）」には、駆動装置が油圧式の場合は抹消してください。
- ⑫ 1（3）「ブレーキ」の「制動力」には、かごに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ。」を○印で選択し、積載荷重の1.25倍の荷重の値及び定格速度を記入してください。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ。」を○印で選択し、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には検査で測定した制動距離を記入してください。
- ⑬ 1（4）「駆動方式」の該当しない項目を抹消してください。
- ⑭ 1（4）「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2（17）「主索又は鎖」の「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ⑮ 1（4）「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2（17）「主索又は鎖」の「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で選択してください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 素線切れ判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。	
a 素線切れの判定記号	
1 素線切れが平均的に分布する場合	
2 素線切れが特定の部分に集中している場合	
3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合	
4 谷部で素線切れが生じている場合	
b 判定結果の記号	
イ 要是正判定の場合	
ロ 要重点点検判定の場合	
ハ 指摘なしの場合	
	<p>〈記入例〉</p> <p>素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合 該当する素線切れ判定基準（1-イ）</p> <p>指摘事項がない場合 該当する素線切れ判定基準（ハ）</p>

- ⑩ 1(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2(17)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で選択してください。「あり」を○で選択した場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせる記入すること。	
a 錆及び錆びた摩耗粉の判定基準の記号	
1	錆びた摩耗粉が多量に付着している場合
2	点状の腐食が多数生じている場合
3	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合
4	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合
b 判定結果の記号	
イ	要是正判定の場合
ロ	要重点点検判定の場合
ハ	指摘なしの場合
	<p>〈記入例〉</p> <p>錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (1-イ)</p> <p>指摘事項がない場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (ハ)</p>

- ⑪ 1(4)「駆動方式」の「ロープ式・巻胴式」及び2(17)「主索又は鎖」の「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」及び「要是正の主索」には、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ⑫ 1(4)「駆動方式」の「チェーンプロケット式」及び「チェーンラックピニオン式」の「鎖の摩耗」の「測定長さ」には、その鎖の最も摩耗の進んだ部分の長さを、「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ⑬ 2「駆動装置(油圧式)」には駆動装置が油圧式以外の場合は抹消してください。
- ⑭ 2(5)「安全弁」の「銘板値」には、安全弁の作動圧力の銘板値を記入することとし、安全弁の作動圧力の銘板値がない場合は、常用圧力の銘板値を記入して下さい。「測定値」には、安全弁の作動圧力の測定値を記入して下さい。右欄には、左欄に常用圧力の銘板値が記入した場合のみ安全弁の作動圧力の測定値の常用圧力の銘板値に対する比率を記入してください。
- ⑮ 2(17)「主索又は鎖」の「鎖」のうち「伸び」には、最も摩耗した鎖の番号を記入するとともに、「測定長さ」は、その鎖の最も摩耗が進んだ部分の長さを、「基準長さ」は、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ⑯ 2(17)「主索又は鎖」の「鎖」の「鎖本数」には、鎖の本数を記入してください。また、「要重点点検の鎖」及び「要是正の鎖」には、それぞれ該当するすべての鎖番号を記入してください。
- ⑰ 3(5)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑱ 3(8)「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ⑲ 4(11)「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。
- ⑳ 6「上記以外の検査項目」欄は、第1第3項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第1第4項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ㉑ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ㉒ 1(4)「駆動方式」及び2(17)「主索又は鎖」において最も摩耗した主索又は鎖として揚げたもの、最も摩耗した主索として揚げたもの及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索として揚げたものに関する写真並びにブレーキパッドの状況に関する写真をそれぞれ別添1様式に従って添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足ります。また、主索又は鎖及びブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項(既存不適格の場合を除く。)における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従って添付してください。

検査結果表

(第1第1項第4号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者		氏名	検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				担当検査者番号	
		検査結果					
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
1	駆動装置						
(1)	開閉器及び遮断器						
(2)	接触器、継電器及び運転制御用基板						
(3)	ヒューズ						
(4)	制御器	絶縁 電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ				
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ				
		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ				
		制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ				
(5)	接地						
(6)	電動機						
(7)	減速機						
(8)	ブレーキ	制動力 イ. いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 積載荷重の1.25倍の荷重 (kg) 定格速度 (m/min)	mm				
		ロ. かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認 制動距離の基準値 (mm)					
(9)	駆動方式	摩擦式 (駆動ローラー)					
		ラックピニオン式					
		チェーンプロケット式	鎖の摩耗 測定長さ(mm) 基準長さ(mm)	%			
		チェーンラックピニオン式	鎖の摩耗 測定長さ(mm) 基準長さ(mm)	%			
(10)	鎖の緩み検出装置						
(11)	駆動装置等のカバー						
(12)	かご非常止め装置 形式 速度検出式・緩み検出式						
(13)	かごのガイドシュー等						
(14)	ファイナルリミットスイッチ及びリミット (強制停止) スイッチ						
(15)	充電池						
(16)	駆動装置等の耐震対策						
(17)	速度 定格速度 (m/min)	上昇	m/min				
		下降	m/min				
2	いす関係						
(1)	いす部						
(2)	いす操作盤のボタン等及び操作レバー						
(3)	いすの回転装置						
(4)	用途、積載量及び最大定員の標識						
(5)	障害物検出装置						
(6)	運転キー						
(7)	安全ベルト						
(8)	いすの折りたたみ機構						

3	乗り場及び階段				
(1)	乗り場の押しボタン等				
(2)	リモートコントロールスイッチ				
(3)	ガイドレール及びレールブラケット				
(4)	折りたたみレール				
(5)	移動ケーブル及びトロリー				
(6)	充電装置				
(7)	耐震対策				
4	上記以外の検査項目				
特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

別記第四号（いす式階段昇降機検査結果表）

（注意）

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は不要です。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のいす式段差解消機に適用されないことが明らかなものについては、「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第4（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第4（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第4（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（い）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑪ 1（4）「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑫ 1（8）「ブレーキ」の「制動力」には、いすに積載荷重の1.25倍の荷重を加え、定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「イ。」を○で選択し、積載荷重の1.25倍の荷重の値及び定格速度を記入してください。かごが無負荷の状態において定格速度で下降中に動力を遮断し、制動距離を確認する方法による場合は「ロ。」を○で選択し、無負荷時の定格速度の状態における制動距離の基準値を記入してください。右欄には検査で測定した制動距離を記入してください。
- ⑬ 1（9）「駆動方式」欄には、該当しない項目を取消線で抹消した上で、「チェーンプロケット式」及び「チェーンラックピニオン式」の「鎖の伸び」のうち「測定長さ」には、その鎖の摩耗した部分の長さを、「基準長さ」には、鎖車にかからない部分で摩耗していない鎖の長さを記入してください。また、右欄に現在の長さの基準長さに対する伸び率を記入してください。
- ⑭ 1（12）「かご非常止め装置」の「形式」には、該当するものを○で選択してください。
- ⑮ 1（17）「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ⑯ 4「上記以外の検査項目」欄は、第1第3項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第1第4項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ⑰ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ⑱ ブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、ブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

別記第五号 (A4)

検査結果表
(第1第1項第5号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				検査結果	担当検査者番号	
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適合			
1	機械室							
(1)	機械室内の状況							
(2)	開閉器及び遮断器							
(3)	制御器 接触器、継電器及び 運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可	最終交換日 年 月 日				
		ブレーキ用接触器の接点 接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可	最終交換日 年 月 日				
(4)	ヒューズ							
(5)	絶縁 電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ						
	制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ						
(6)	制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ						
	制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ						
(7)	接地							
(7)	電動機							
(8)	ブレーキ	しゅう動面への油の付着の状況	適・否					
		パッドの厚さ						
		イ. 製造者が指定する	要重点点検となる基準値(mm)	右	mm			
			要是正となる基準値(mm)					
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する	要重点点検となる基準値(mm)	左	mm			
			要是正となる基準値(mm)					
		ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する	要重点点検となる基準値(mm)					
			要是正となる基準値(mm)					
(9)	減速機	非常停止時の階段停止距離測定 ($V^2/9 \leq$ 階段停止距離 ≤ 600 mm)		mm				

(10)	駆動鎖	駆動鎖の張りの状況		mm・%					
		イ. 製造者が指定する	要重点点検となる基準値(mm・%)						
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する	要重点点検となる基準値(mm・%)						
		スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況		適・否					
		駆動鎖の伸び		mm・%					
		イ. 製造者が指定する	要重点点検となる基準値(mm・%)						
			要重点点検となる基準値(mm・%)						
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する	要重点点検となる基準値(mm・%)						
		駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ		mm・%					
		イ. 構造上対象外							
		ロ. 製造者が指定する	要重点点検となる基準値(mm・%)						
			要重点点検となる基準値(mm・%)						
		ハ. やむを得ない事情により、点検者が設定する	要重点点検となる基準値(mm・%)						
			要重点点検となる基準値(mm・%)						
ニ. 歯面を目視等により確認		適・否							
給油の状況		適・否							
(11)	踏段反転装置								
2	昇降口								
(1)	ランディングプレート								
(2)	くし板								
(3)	くし板及び踏段のかみ合い								
(4)	インレットガード								
(5)	昇降起動スイッチ								
(6)	警報及び運転休止スイッチ								
(7)	速度 定格速度 (m/min)	上昇	m/min						
		下降	m/min						
3	中間部								
(1)	ハンドレール駆動装置								
(2)	ハンドレール								
(3)	内側板								
(4)	踏段								
(5)	踏段レール又はローラー								
(6)	踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間	踏段鎖の給油の状況		適・否					
		ベルトの劣化の状況		適・否					
		踏段相互のすき間		mm					
(7)	スカートガード								
4	安全装置								
(1)	インレットスイッチ								
(2)	非常停止ボタン								
(3)	スカートガードスイッチ								
(4)	踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ								
(5)	踏段浮上り検出装置								
(6)	駆動鎖切断時停止装置	作動の状況		適・否					
		可動部の状況		適・否					
		設定の状況		適・否					
(7)	ハンドレール停止検出装置								
5	安全対策								
(1)	交差部固定保護板								
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵								
(3)	落下物防止網								
(4)	踏段上直部の障害物								
(5)	交差部可動警告板								
(6)	踏段面注意標識								
(7)	登り防止用仕切板								
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置								
6	その他								
(1)	車いす搬送用踏段								

7	上記以外の検査項目				

特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月

別記第五号（エスカレーター検査結果表）

（注意）

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該エスカレーターの検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の昇降機に適用されないことが明らかなものについては、「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「－」を記入してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第5（イ）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第5（イ）欄に掲げる検査項目について（ロ）欄に掲げる検査事項のいずれかが（ニ）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（ニ）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（ニ）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第5（ニ）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（イ）欄に掲げる検査項目について（ロ）欄に掲げる検査事項が（ニ）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑪ 1(3)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視等により確認し、別表第5（ニ）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。部品を分解しなければ目視等で確認することができない場合等やむを得ず目視等により確認できない場合は「確認不可」を○で選択してください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的に階段を制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で選択してください。さらに、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。
- ⑫ 1(5)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で選択した上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1(8)「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」には、別表第5（ニ）欄に掲げる判定基準の該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ⑭ 1(8)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑮ 1(8)「ブレーキ」の「プランジャストローク」には、「イ。」又は「ロ。」のうち該当するものを○で選択してください。「ロ。」を○で選択した場合は左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準により判定した場合は、「ハ。」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑯ 1(8)「ブレーキ」の「非常停止時の階段停止距離測定」には、右欄に測定した停止距離を記入してください。
- ⑰ 1(10)「駆動鎖」の「駆動鎖の張りの状況」には、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄に要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。
- ⑱ 1(10)「駆動鎖」の「スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況」には、別表第5（ニ）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ⑲ 1(10)「駆動鎖」の「駆動鎖の伸び」には、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。
- ⑳ 1(10)「駆動鎖」の「駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ」には、駆動スプロケットと従動スプロケットの芯が常に一定となる案内構造を用いており、駆動鎖交換時又は張力調整時に芯ずれ調整が不要の場合は「イ。」を○で選択してください。「イ。」に該当しない場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ハ。」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した値と単位を記入してください。歯面を目視等により確認した場合は、「ニ。」を○で選択した上で、別表第5（ニ）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ㉑ 2(7)「速度」には定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ㉒ 3(6)「階段鎖、ベルト又は階段相互のすき間」の「階段鎖の給油の状況」及び「ベルトの劣化の状況」には別表第5（ニ）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。また、「階段相互のすき間」には、右欄に検査で測定した階段相互のすき間を記入してください。
- ㉓ 4(6)「駆動鎖切断時停止装置」の「動作の状況」、「可動部の状況」及び「設定の状況」には、別表第5（ニ）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ㉔ ⑦「上記以外の検査項目」欄は、第1第3項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第1第4項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ㉕ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ㉖ ブレーキパッドの状況に関する写真を別添1様式、ブレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

検査結果表
(第1第1項第6号に規定する昇降機)

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	昇降機番号				検査結果	担当検査者番号
		指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格		
1	機械室						
(1)	機械室への経路及び点検口の戸						
(2)	点検用コンセント						
(3)	開閉器及び遮断器						
(4)	制御器	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	最終交換日 年 月 日	適・否・確認不可			
		ブレーキ用接触器の接点 接点を目視等により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	最終交換日 年 月 日	適・否・確認不可			
(5)	ヒューズ						
(6)	絶縁	電動機の回路 (300V以下・300V超)	MΩ				
		制御器等の回路の300Vを超える回路	MΩ				
		制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	MΩ				
		制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ				
(7)	接地						
(8)	減速歯車						
(9)	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり					
		イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (mm)					
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 (mm)					
(10)	巻上機	ハ. 綱車と主索の滑り等により判定	適・否				
		複数の溝間の摩耗差の状況	適・否				
(11)	ブレーキ	軸受					
		しゅう動面への油の付着の状況	適・否				
		パッドの厚さ					
		イ. 製造者が指定する	要重点点検となる基準値 (mm)	右 mm			
		要是正となる基準値 (mm)					
ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する	要重点点検となる基準値 (mm)	左 mm					
要是正となる基準値 (mm)							
	制動力	適・否					
(12)	そらせ車						
(13)	電動機						
(14)	主索の緩み検出装置						
(15)	主索の巻過ぎ検出装置						
(16)	速度 定格速度 (m/min)	上昇	m/min				
		下降	m/min				

2		かご室				
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床					
(2)	積載量の標識					
(3)	搭乗禁止の標識					
(4)	かごの戸					
3		最上階出し入れ口				
(1)	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)	%			
		素線切れ 最も摩損した主索の番号 () 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の 素線切れ数 本 1構成より1ピッチ 内の最大の素線 切れ数 本			
		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)	%			
		谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()	1構成より1ピッチ 内の最大の素線 切れ数 本			
		主索本数 (本) 要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()				
(2)	主索の張り					
(3)	主索の取付部					
(4)	上部リミット(強制停止)スイッチ					
(5)	かごのガイドシュー等					
(6)	かご吊り車					
4		各階出し入れ口				
(1)	昇降路における壁又は囲い					
(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠					
(3)	操作ボタン及び信号装置					
(4)	走行停止ボタン又はスイッチ					
(5)	ドアスイッチ					
(6)	ドアロック					
(7)	戸開放防止警報装置					
(8)	二方向同時開放警告装置					
(9)	積載量の標識					
(10)	搭乗禁止の標識					
(11)	ガイドレール及びレールブラケット					
5		最下階出し入れ口				
(1)	下部リミット(強制停止)スイッチ					
(2)	ピット床					
(3)	釣合おもり底部すき間					
(4)	釣合おもりの各部					
(5)	釣合おもりの吊り車					
(6)	移動ケーブル及び取付部					
(7)	かご非常止め装置					
(8)	釣合おもり非常止め装置					
6		上記以外の検査項目				
特記事項						
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	

別記第六号（小荷物専用昇降機）

（注意）

- ① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は記入不要です。
- ④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象の小荷物専用昇降機に適用されないことが明らかなものについては、「検査結果」欄及び「担当検査者番号」欄に「-」を記入してください。
- ⑤ 「検査結果」欄は、別表第6（イ）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第6（イ）欄に掲げる検査項目について（ロ）欄に掲げる検査事項のいずれかが（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください（ただし、（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（に）欄「ロ」に掲げる判定基準のみに該当する場合を除く。）。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要重点点検」欄は、⑥に該当せず、別表第6（に）欄が「イ」、「ロ」に分かれている場合において、（イ）欄に掲げる検査項目について（ろ）欄に掲げる検査事項が（に）欄「ロ」に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥及び⑦のいずれにも該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、記入不要です。
- ⑪ 1(3)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」には、接点を目視等により確認し、別表第6（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。部品を分解しなければ目視等で確認できない場合等やむを得ず目視等により確認できない場合は「確認不可」を○で選択してください。また、フェールセーフ設計とは、接点に溶着等の不具合が生じた場合でも、運行指令と接点からの信号又はブレーキの作動状態等との不整合を検知するなどし、自動的にかごを制止させる設計をいい、これに該当する場合は「該当する」を、該当しない場合は「該当しない」を○で選択してください。さらに、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する交換基準を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄にその交換基準を記入し、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。なお、フェールセーフ設計である場合は、必ずしも交換基準を定める必要はありませんが、右欄に最終交換日及びその他の必要と考える事項がある場合はその事項を記入してください。
- ⑫ 1(5)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。
- ⑬ 1(8)「綱車又は巻胴」には、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄に要是正となる基準値を記入してください。また、右欄に検査で測定した寸法を記入し、綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ。」を○で選択した上で、別表第6（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。加えて、複数の溝間の摩耗差の状況により判定し、別表第6（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ⑭ 1(10)「ブレーキ」の「しゅう動面への油の付着の状況」及び「制動力」には、別表第6（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で選択してください。
- ⑮ 1(10)「ブレーキ」の「パッドの厚さ」には、「イ。」を○で選択した上で、左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合などやむを得ない事情により、検査者が設定する基準値により判定した場合は、「ロ。」を○で選択した上で、左欄に要重点点検及び要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。
- ⑯ 1(16)「速度」には、定格速度を記入するとともに、右欄に検査で測定した上昇時及び下降時の速度を記入してください。
- ⑰ 3(1)「主索」の「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。
- ⑱ 3(1)「主索」の「素線切れ」には、最も摩損した主索の番号を記入するとともに、該当する素線切れ判定基準及び素線切れが生じた部分の断面積の割合を記入し、該当するものを○で選択してください。「1よりピッチ内の素線切れ数」には、最も素線切れが多い1ピッチ内の素線切れ数を記入してください。「1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数」には、1ピッチ内で最も素線切れが多い1構成よりの素線切れ数を記入してください。なお、「素線切れ判定基準」には、以下の表1に従って素線切れ判定基準の記号を記入してください。

表1 素線切れ判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせることを記入すること。	
a 素線切れの判定記号	
1 素線切れが平均的に分布する場合	
2 素線切れが特定の部分に集中している場合	
3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合	
4 谷部で素線切れが生じている場合	
b 判定結果の記号	
イ 要是正判定の場合	
ロ 要重点点検判定の場合	
ハ 指摘なしの場合	
	<p>（記入例）</p> <p>素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合 該当する素線切れ判定基準（1-イ）</p> <p>指摘事項がない場合 該当する素線切れ判定基準（ハ）</p>

- ⑱ 3(1)「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で選択してください。「あり」を○で選択した場合は、その主索の番号および該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆び及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表2に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。

表2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号

以下のaとbの記号を組み合わせて記入すること。	
a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号	
1 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合	
2 点状の腐食が多数生じている場合	
3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合	
4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合	
b 判定結果の記号	
イ 要是正判定の場合	<p>〈記入例〉 錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（1-イ） 指摘事項がない場合 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ハ）</p>
ロ 要重点点検判定の場合	
ハ 指定なしの場合	

- ⑳ 3(1)「主索」の「主索本数」には、主索の本数を記入してください。また、「要重点点検の主索」欄及び「要是正の主索」欄は、それぞれ該当するすべての主索番号を記入してください。
- ㉑ 6「上記以外の検査項目」欄は、第1第3項の規定により特定行政庁が検査項目等を付加している場合に、当該検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。また、第1第4項に規定する認定検査項目等が定められている場合に、当該認定検査項目等を追加し、⑤から⑩までに準じて検査結果等を記入してください。
- ㉒ 「特記事項」欄は、検査の結果、要是正又は要重点点検の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
- ㉓ 3(1)「主索」において最も摩耗した主索として掲げたもの、最も摩損した主索として掲げたもの及び錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索として掲げたものに関する写真並びにプレーキパッドの状況に関する写真をそれぞれ別添1様式に従い添付してください。ただし、同一の写真を添付することとなる場合は、一枚添付すれば足りません。また、主索及びプレーキパッドを除く要是正又は要重点点検とされた検査事項（既存不適格の場合を除く。）における要是正又は要重点点検とされた部分の写真を別添2様式に従い添付してください。

別添1様式 主索、鎖及びブレーキパッドの写真 (A4)

主索又は鎖 最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により 谷部が赤錆色に見える主索の番号 ()	検査結果 <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
写真貼付	特記事項

ブレーキパッド ブレーキパッドの取付位置 <input type="checkbox"/> 右 <input type="checkbox"/> 左	検査結果 <input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> 要重点点検 <input type="checkbox"/> 指摘なし
写真貼付	特記事項

(注意)

- ① この書類は、主索、鎖及びブレーキパッドについて作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ ブレーキパッドにおいて、同一昇降機内に複数あるものについては、最も摩損したものの写真を貼付することとし、パッドの取付位置について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、ブレーキの構造上又は設置状況によりブレーキパッドの撮影が不可能な場合は、写真貼付を省略しても構いません。
- ⑤ 写真は、主索、鎖及びブレーキパッドの摩損状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

別添2様式 関係写真 (A4)

部位	番号	検査項目・検査事項	検査結果
写真貼付		特記事項	

部位	番号	検査項目・検査事項	検査結果
写真貼付		特記事項	

(注意)

- ① この書類は、主索、鎖及びブレーキパッドを除く、検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目又は「要重点点検」の項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」及び「要重点点検」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目・検査事項」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目、検査事項に対応したものを記入してください。
- ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、要重点点検の指摘があった場合は「要重点点検」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを貼付してください。